

資料 5

公園の利用・維持管理について（第6回委員会資料2）

1 利用の前提となる維持管理の考え方

- (1) 公園の維持管理(清掃や植栽の剪定等)は市の管理(管理委託を含む。)で行う。
- (2) 公園には常駐の管理人はおきません。また、公園に門扉を設置しませんので、開閉園の時間は特に定めません。
- (3) 東日本大震災追悼式は本公園では実施しません。

2 公園のコンセプトとその実現のために必要な利用・維持管理事項

公園のコンセプト	コンセプト実現のために検討が必要な事項	
	利用面	維持管理面
(1) 東日本大震災による犠牲者に対する追悼と鎮魂の場	① 犠牲者名の追刻の受付・実施	⑦ モニュメントの維持管理
(2) 自然との共生を慮り、防災への想いを新たにする場	② 3.11等の特別な日における利用 ③ 3.11等の特別な日以外における利用	⑧ 銘板の維持管理 ⑨ 献花台、オブジェ等の維持管理
(3) 地域の再興を実感しつつ、未来永劫の安寧を祈る場		
(4) 市民のみならず市外の方も含めて、多くの方が本公園の日常の利活用や維持管理に永く関わり続けることのできる場	④ 寄附者名の追刻の受付・実施 ⑤ 市民等が守り育てる花壇の管理 ⑥ その他許容される利活用の範囲	⑩ 寄附者名を刻む物の維持管理 ⑪ 公園・その他施設(トイレ等)の維持管理

3 コンセプト実現のために検討が必要な事項に対する基本的な考え方

(1) 利用面

- ① 犠牲者名の追刻の受付・実施
 - ア 毎年1回実施する。
- ② 3.11等の特別な日における利用
 - ア 市主催の追悼式は本公園では実施しない。
 - イ 特定の企業・団体等の利益につながるものでなければ、民間主催の催事を可とする(その際の規制・禁止事項は⑥で検討)。
- ③ 3.11等の特別な日以外における利用
 - 特定の企業・団体等の利益につながるものでなければ、民間主催の催事を可とする(その際の規制・禁止事項は⑥で検討)。

- ④ 寄附者名の追刻の受付・実施
毎年1回更新する。
- ⑤ 市民等が守り育てる花壇の管理
花の植苗，施肥を一定頻度で実施する。
- ⑥ その他許容される利活用の範囲
既往の都市公園設置条例等を参考に，規制事項及び禁止事項を定める。(資料5-1)

(2)維持管理面

⑦～⑪について

維持管理が必要最小限で済むように基本設計を行う。
清掃等は一定頻度で実施する。